を「一・六六九」に、「一・五四〇」を「一・五三四」に、「一・四五〇」を「一・四四四」に、「一・四二九」を「一・四二三」に、「一・三一四」を「一・三一九」に、「一・二七一」を「一・二六六」に改め、別表第二第六号の表中「一・四・四六七」を「一・四・四〇九」に、「一三・八〇四」を「一三・七四九」に、「一三・四二七」を「一三・三七三」に、「一二・五一二」を「一二・四六二」に、「一〇・六〇一」を「一〇・五五九」に、「九・四一七」を「九・三七九」に、「八・四七二」を「八・四二八」に、「七・六八四」を「七・六五三」に、「七・二六五」を「七・二三六」に、「六・三五三」を「六・三二八」に、「六・〇四六」を「六・〇二二」に、「五・三一二」を「五・二九一」に、「四・二二八」を「四・二一一」に、「三・八二二」を「三・八〇六」に、「二・六一二」を「二・六〇二」に、「二・二二六」を「二・二三五」を「二・二二六」に、「一・八四七」を「一・八四〇」に、「一・七五四」を「一・七四七」に、「一・六八八」を「一・六八二」に、「一・五五二」を「一・五四六」に、「一・五四九」を「一・四五三」に、「一・四四〇」を「一・四三四」に、「一・三三四」を「一・三二九」に、「一・二八一」を「一・二七六」に改め、別表第二第七号の表中「一四・五八三」を「一四・五二五」に、「一三・九一五」を「一三・八五九」に、「一三・五三三」を「一三・四七九」に、「一二・六一三」を「一二・五六三」に、「一〇・六八六」を「一〇・六四三」に、「九・四九二」を「九・四五四」に、「八・五四〇」を「八・五〇六」に、「七・七四七」を「七・七一六」に、「七・三二四」を「七・二九五」に、「六・四〇三」を「六・三七七」に、「六・〇九六」を「六・〇七二」に、「五・三五六」を「五・三三五」に、「四・二六五」を「四・二四八」に、「三・八五二」を「三・八三七」に、「二・六二三」に、「二・二五三」を「二・二四四」に、「一・八六二」を「一・八五五」に、「一・七六一」を「一・七〇二」に、「一・六九五」を「一・五六五」に、「一・五九九」を「一・五九二」に、「一・四五一」を「一・四四五」に、「一・三四五」を「一・三四〇」に、「一・二九二」を「一・二八七」に改め、別表第二第八号の表以外の部分中「昭和二十九年四月一日」を「昭和三十年四月一日」に改め、同表中「一四・五九六」を「一四・五三八」に、「一三・九二九」を「一三・八七三」に、「一三・五四八」を「一三・四九四」に、「一二・六二七」を「一二・五七六」に、「一〇・六九九」を「一〇・六五六」に、「九・五〇〇」を「九・四六二」に、「八・五四八」を「八・五一四」に、「七・七五五」を「七・七二四」に、「七・三三二」を「七・三〇二」に、「六・四〇九」を「六・三八三」に、「六・一〇二」を「六・〇七八」に、「五・三六〇」を「五・三三九」に、「四・二五二」を「四・二二五」に、「三・八五七」を「三・八三二」に、「三・六三七」を「三・六〇七」に、「二・六二六」を「二・二五五」に、「二・二四六」を「二・二二五」に、「一・八六五」を「一・八五八」に、「一・七七〇」を「一・七四三」に、「一・五六七」を「一・五六一」に、「一・四五二」を「一・四四六」に、「一・三四六」を「一・三四一」に、「一・二八八」を「一・二八三」に改める。

別表第三中「一・二二二」を「一・二一七」に、「一・二三二」を「一・二二七」に、「一・二五九」を「一・二五四」に、「一・二六五」を「一・二六〇」に、「一・二七二」を「一・二六六」に、「一・二八一」を「一・二七六」に、「一・二九二」を「一・二八七」に、「一・二九三」を「一・二八八」に改める。

昭和三十年四月二日以後に生まれた者	一・二八八

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表第八号中「及び令和三年度」を「から令和四年度まで」に改め、同号の表に次のように加える。

令和二年度	〇・〇〇〇

別表に次のように加える。

令和二年度	〇・〇〇〇

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第五条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八二五」を「八・八三五」に、「八・三一三」を「八・三二二」に、「七・八二七」を「七・八三六」に、「七・三六七」を「七・三七六」に、「六・九三一」を「六・九三九」に、「六・五一七」を「六・五二五」に、「六・一二六」を「六・一三三」に、「五・七五四」を「五・七六一」に、「五・四〇二」を「五・四〇八」に、「五・〇六八」を「五・〇七四」に、「四・七五二」を「四・七五八」に、「四・四五二」を「四・四五七」に、「四・一六八」を「四・一七三」に、「三・八九八」を「三・九〇三」に、「三・六四三」を「三・六四八」に、「三・四〇一」を「三・四〇五」に、「三・一七六」を「三・一七六」に、「二・九五四」を「二・九五八」に、「二・七五二」を「二・七五二」に、「二・五五三」を「二・五五六」に、「二・三六七」を「二・三七一」に、「二・一九二」を「二・一九五」に、「二・〇二八」を「二・〇二五」に、「一・八六八」を「一・八七二」に、「一・七八七」を「一・八一二」に、「一・七六二」を「一・七七〇」に、「一・五七一」を「一・五八〇」に、「一・四九〇」を「一・五〇八」に、「一・四六九」を「一・四七八」に、「一・四五九」を「一・四六八」に、「一・四四八」を「一・四五七」に、「一・四二九」を「一・四三八」に、「一・四〇八」を「一・四一七」に、「一・三九九」を「一・四〇八」に、「一・三九〇」を「一・三九九」に、「一・三八〇」を「一・三八九」に、「一・三七一」を「一・三八〇」に、「一・三六二」を「一・三七一」に、「一・三五三」を「一・三六二」に、「一・三四四」を「一・三五三」に、「一・三三五」を「一・三四四」に、「一・三二六」を「一・三三五」に、「一・三一七」を「一・三二六」に、「一・三〇八」を「一・三一七」に、「一・二九九」を「一・三〇八」に、「一・二九〇」を「一・二九九」に、「一・二八一」を「一・二九〇」に、「一・二七二」を「一・二八一」に、「一・二六三」を「一・二七二」に、「一・二五四」を「一・二六三」に、「一・二四五」を「一・二五四」に、「一・二三六」を「一・二四五」に、「一・二二七」を「一・二三六」に、「一・二一八」を「一・二二七」に、「一・二〇九」を「一・二一八」に、「一・一九九」を「一・二〇九」に、「一・一九〇」を「一・一九九」に、「一・一八一」を「一・一九〇」に、「一・一七二」を「一・一八一」に、「一・一六三」を「一・一七二」に、「一・一五四」を「一・一六三」に、「一・一四五」を「一・一五四」に、「一・一三六」を「一・一四五」に、「一・一二七」を「一・一三六」に、「一・一一八」を「一・一二七」に、「一・一〇九」を「一・一一八」に、「一・一〇〇」を「一・一〇九」に、「一・〇九一」を「一・一〇〇」に、「一・〇八二」を「一・〇九一」に、「一・〇七三」を「一・〇八二」に、「一・〇六四」を「一・〇七三」に、「一・〇五五」を「一・〇六四」に、「一・〇四六」を「一・〇五五」に、「一・〇三七」を「一・〇四六」に、「一・〇二八」を「一・〇三七」に、「一・〇一九」を「一・〇二八」に、「一・〇一〇」を「一・〇一九」に、「一・〇〇一」を「一・〇一〇」に、「一・〇〇二」を「一・〇〇一」に改める。

令和元年度	〇・〇〇一

別表第二に次のように加える。

平成二十九年度	〇・〇二〇